

庄内町告示第55号

令和8年度庄内町水産業関係団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町水産業関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の水産業の振興発展を図るため、最上川第八漁業協同組合及び赤川漁業協同組合（次条及び第7条において「組合等」という。）に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町水産業関係団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、組合等が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 町の水産業の振興発展に関する事業
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条に規定する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 種苗費及び漁場管理費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる額以内の額とする。

- (1) 最上川第八漁業協同組合 200,000円
- (2) 赤川漁業協同組合 47,000円

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた組合等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度庄内町水産業関係団体補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計		

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計		

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

電話

令和8年度庄内町水産業関係団体補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度庄内町水産業関係団体補助金について、令和8年度庄内町水産業関係団体補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			